

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 6
- 2 案件名 行政情報サービス i J A M P 使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~ 令和5年(2023年)3月31日

5 契約相手方

住所 東京都中央区銀座5丁目15番8号  
社名 株式会社時事通信社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

庁内のパソコンから、最新の国の施策や補助金、他自治体の事例など、業務に活用できる質の高い情報を各部署が効率的に収集でき、L G W A N 経由の配信が可能な行政情報サービスは「i J A M P (官庁速報)」のみであり、当該サービスは上記相手方のみが取り扱っているため。

7. 問合わせ先

課名：情報政策課

内線：2611

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 9 4
- 2 案件名 宝塚市統合運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

本業務の委託対象となるのは、①情報システム、②サーバ統合化基盤システム及び③共通基盤システムの運用です。

①情報システムは、本市のネットワークを構成するサーバ・パソコン・ネットワーク機器ですが、その運用にあたっては、既存機器の仕様や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通していることが必要です。

②サーバ統合化基盤システム及び③共通基盤システムは、仮想化技術によってサーバ台数の削減を図る基盤、各課業務システムが共通利用するデータをとりまとめて連携するための基盤ですが、その運用にあたっては、①情報システムの機能の利用を前提としています。そのため、①情報システムの構成・運用に精通していることが必須となります。

上記業者は、各システムの構築業者でもあり、セキュリティ強化対策のため、度重なる本市ネットワーク構成見直し作業を実施してきました。そのため、本市の既存の機器や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通しており、各システムの安定運用の維持や、万が一の障害発生時においても迅速な対応が可能であることから、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。

- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2559

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 0 3
- 2 案件名 ネットワーク分離保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本保守業務の対象は、市のネットワークに必須の物品であり、常に安定した運用が必要となります。  
当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、構築事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。  
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2559

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 9 7
- 2 案件名 セキュリティ強化対策関連機器保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 NECフィールドディング株式会社 関西支社 神戸支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本保守業務の対象は、市のネットワークに必須の物品であり、常に安定した運用が必要となります。  
当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、構築事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。  
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2559

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 7 3
- 2 案件名 宝塚市共通基盤システムの賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年（2023年） 3月31日  
（履行期間） 令和4年（2022年） 4月 1日 ～  
令和5年（2023年） 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
（指定理由）  
本案件については、平成29年1月1日から上記相手方と60ヶ月のリース契約を、令和4年1月1日から再リース契約を締結し、令和4年3月31日をもってその期間が満了します。令和5年4月1日にシステム更新を予定していることから、延長して現行システムを使用する必要があるため、上記相手方を指定した契約が必要です。  
以上のことから、上記契約相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
7. 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 Z 1 3 - 1
- 2 案件名 統一的基準に基づく公会計システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：日本電気(株)

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

平成28年度に導入した公会計ソフト「PPP ver5」とそれを稼働するための情報処理システム機器(ノートパソコン)については有償保守契約を締結しており、令和2年度末を以て現契約は期間満了する。

今回契約を更新するにあたり特名随意契約をする理由として、当該情報処理システム機器は庁内ネットワークに接続する設定を当該業者が行っており、仮にシステムが破損した場合は、業者へ送付し修理の上、返却、その後に再度庁内ネットワークに接続する設定をする必要があり、庁内ネットワークにも精通しかつ「PPP ver5」を取り扱える業者は当該業者しかいないため、令和3年度においても継続して指定する。

### 7 問い合わせ先

課名：財政課

内線： 2014

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 Z 1 3 - 2
- 2 案件名 統一的基準に基づく財務書類等作成業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 令和4年(2022年)4月25日 ~  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府中央区南久宝寺4丁目1番2号 7階  
社名：菅原正明公認会計士・税理士事務所

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

統一的基準に基づく財務書類等の作成に関しては、総務省の基準に基づき作成するものです。

この基準に基づく判断とは、細部まで明確に示されているものではなく、逸脱できない基準はあるものの、判断の余地があるルールとなっています。この判断によっては、財務書類の数値に影響を与えることも多いうえに、この判断は、数値上の判断だけではなく、過去からの経緯を踏まえて判断すべきことも多々あります。

また、当該委託においては市の財務書類にかかる顧問業務が含まれており、議会、監査、市民等からの質疑に対し専門家の立場として意見をもらう業務も包括されており、こちらについても過去からの経緯を踏まえた判断も重要となります。

以上2点の理由により当該業務委託には継続性が重要であることから、当該業者を指定します。

- 7 問合わせ先  
課名：財政課 内線： 2013

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 2 0
- 2 案 件 名 市税クレジット収納事務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月 1日～  
令和5年(2023年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住 所： 大阪府大阪市北区大深町4番20号  
社 名： 株式会社エフレジ
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本市で導入している納付書スキャン方式によるクレジット収納は、コンビニ収納事務に使用するバーコードを活用した収納方式である。現在コンビニ収納事務に使用しているバーコードをそのまま使用できるのが株式会社エフレジのみとなるため、株式会社エフレジと随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先  
課名： 市税収納課 内線： 2 4 3 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 3
- 2 案件名 pipitLINQ サービス利用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府大阪市北区堂島3-1-21 NTTDATA 堂島ビル  
社名： 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 第3号 該当  
  
(指定理由)  
今回導入予定の預貯金照会サービス（pipitLINQ）は、市税徴収業務において、原則書面で行っていた金融機関への預貯金照会をデジタル化するものです。デジタル化することによって、業務量が大幅に削減され、回答に要する時間も短縮することができます。  
本市が預貯金照会を行っている主要な金融機関において、採用されているシステムは pipitLINQ のみであることから、当該システムを提供する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西を契約相手として指定し、契約を行います。
7. 問合わせ先  
課名：市税収納課 内線：2449

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            S K 1 - 1
  
- 2 案件名                法律相談業務委託
  
- 3 案件場所            宝塚市東洋町 地内
  
- 4 契約期間            令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日
  
- 5 契約相手方  
    住所：            神戸市中央区橘通1丁目4番3号  
    社名：            兵庫県弁護士会
  
- 6 指定理由  
    (根拠)  
        地方自治法施行令    第167条の2第1項第   2   号該当  
  
        宝塚市契約規則        第20条第1項但書該当  
  
    (指定理由)  
        弁護士法により法律相談を業として行う者は、弁護士に限定されているため、法律相談を行える団体は、弁護士で構成されている法人である弁護士会以外にはありません。  
        また、弁護士会は弁護士法で地方裁判所の管轄区域ごとに設立することになっています。本市を担当する弁護士会は、兵庫県弁護士会となっていることから、兵庫県弁護士会と随意契約するものです。
  
- 7 問合せ先  
    課名：            市民相談課                    内線：   2477

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S K 2 - 2
- 2 案件名 市民活動促進支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日～  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号  
  
社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

### (指定理由)

本市は、協働のまちづくりのために市内にNPO法人設立の促進を図ることを重要な施策と位置付けている。宝塚NPOセンターは、平成10年4月に市内で唯一のNPO法人に対する中間支援組織として設立された。同NPOセンターは、これまで市内における非営利の公益活動を行う団体の法人化に向けた相談業務や支援事業を行うとともに、既に設立されたNPO法人に対しては、継続的・効率的な運営が図れるよう経営相談等の活動を行っており、その実績は、市内外で高く評価されている。市内にはNPO法人に対する中間支援組織は当該団体以外にはないこと、また、「宝塚市みんなのまちづくり協議会ポータルサイト」を同NPOセンターが作成しており、システム等を熟知し、効率的な運営が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。

- 7 問合わせ先  
課名：市民協働推進課 内線：2028

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓使－2
- 2 案件名 戸籍総合システムソフトウェア賃貸借に関する契約  
(令和4年4月分から同年7月分)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日から  
令和4年(2022年)7月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号  
社名：富士フィルムシステムサービス株式会社  
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
戸籍総合システムのソフトウェアは、現在稼働中の住民基本台帳システム、  
コンビニ交付システム及び住民基本台帳ネットワークシステムと密接に連携し  
ており、既に連携のための改修が行われている上記相手方のソフトウェアを引き  
続き選定しなければ、安定して業務を継続することが困難になる。  
また、同ソフトウェアの著作権を保有しているのは上記相手方のみであるこ  
とから、随意契約を締結するものである。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2472

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 宝窓委－ 1 7
- 2 案件名  
令和 4 年度宝塚市マイナンバーカード出張申請サポート等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～ 令和 5 年（2023 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：東京都新宿区西新宿 2 丁目 1 番 1 号  
社名：キャリアリンク株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書き 該当

### (指定理由)

当該宝塚市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託については、令和 3 年（2021 年）9 月 16 日から 10 月 8 日まで、公募型プロポーザル形式を実施し、「宝塚市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託プロポーザル審査会」において審査を行いました。その結果、キャリアリンク株式会社が優先交渉権者として選定されたため、令和 4 年 3 月 3 1 日まで特名随意契約を行いました。

令和 4 年度も当該宝塚市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託を継続するにあたり、事業者が交代した場合、新たに人的及び設備導入費用がかかる上、既に令和 3 年度中に管理整備されている業務を円滑に行うことが困難であるため、最も円滑で適切に業務を継続できる上記相手方と特名随意契約を行います。

### 7 問い合わせ先

課名： 窓口サービス課

内線： 2 6 8 0

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R4宝窓委-18
- 2 案件名 令和4年度申請書作成支援システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市役所 窓口サービス課
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日から  
令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当  
  
(指定理由)  
本件は、すでに稼働している申請書作成支援システムの保守委託を行うものであり、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2654

特名随意契約の理由書

- 1 物件名 印刷製本 後期高齢者医療保険料決定通知書等印刷製本（6点一括）
- 2 納品場所 塚田印刷株式会社
- 3 契約期間 契約日～  
令和 4年（2022年） 6月8日

- 4 契約相手方  
住所：兵庫県西宮市津門稲荷町11番12号  
社名：塚田印刷株式会社

- 5 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

見積合わせにより令和4年3月1日に決定した上記事業者が、令和4年3月15日から指名停止となり、令和4年4月1日予定の契約が締結できなくなりました。当業務は、令和4年4月1日に契約を締結し、事務を進めなければ、当初年次賦課業務に間に合わず、市民への重大な影響が生じるため、再度、見積合わせを行う時間的余裕がありません。そのため、そのため、見積合わせの結果及びこれまでの業務実績を鑑み、上記相手方と随意契約を行います。

- 6 問い合わせ先  
課名： 医療助成課 内線： 2485

## 特名随意契約の理由書

- 1 物件名 令和4年度福祉医療費受給者証等印刷製本
- 2 納品場所 宝塚市役所1階 医療助成課
- 3 契約期間 契約締結日から令和4年(2022年)5月13日まで
- 5 契約相手方  
住所：西宮市津門稲荷町11番12号  
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
見積合わせにより令和4年3月1日に決定した上記事業者が、令和4年3月15日から指名停止となり、令和4年4月1日予定の契約が締結できなくなりました。当業務は、令和4年4月1日に契約を締結し、事務を進めなければ、受給者証更新作業に間に合わず、市民への重大な影響が生じるため、再度、見積合わせを行う時間的余裕がありません。見積合わせの際の結果及びこれまでの業務実績を鑑み、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： 医療助成課 内線：2492

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－1
- 2 案件名 令和4年度福祉医療費受給者証印字業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）6月15日まで
- 5 契約相手方  
住所：西宮市津門稲荷町11番12号  
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
見積合わせにより令和4年3月1日に決定した上記事業者が、令和4年3月15日から指名停止となり、令和4年4月1日予定の契約が締結できなくなりました。当業務は、令和4年4月1日に契約を締結し、事務を進めなければ、受給者証更新作業に間に合わず、市民への重大な影響が生じるため、再度、見積合わせを行う時間的余裕がありません。見積合わせの際の結果及びこれまでの業務実績を鑑み、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： 医療助成課 内線：2492

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委－2
- 2 案件名 令和4年度福祉医療費受給者証封入封緘業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）6月15日まで
- 5 契約相手方  
住所：西宮市津門稲荷町11番12号  
社名：塚田印刷株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
見積合わせにより令和4年3月1日に決定した上記事業者が、令和4年3月15日から指名停止となり、令和4年4月1日予定の契約が締結できなくなりました。当業務は、令和4年4月1日に契約を締結し、事務を進めなければ、受給者証更新作業に間に合わず、市民への重大な影響が生じるため、再度、見積合わせを行う時間的余裕がありません。見積合わせの際の結果及びこれまでの業務実績を鑑み、上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： 医療助成課 内線：2492

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－3
- 2 案件名 宝塚市例規集（データベース）更新データ作成業務委託契約
- 3 案件場所 例規集データベースのサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方

住 所： 大阪府中央区谷町三丁目1番9号

社 名： 株式会社ぎょうせい関西支社

### 6 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

- (1) 現在、例規集初期データは、(株)ぎょうせいの例規執務サポートシステム仕様で作成しており、他の業者が当該業務を行うためには、その業者のシステムに適応させるために当該初期データを修正するために膨大な作業時間を要すること。
- (2) 株式会社ぎょうせいは、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であり、本市職員の負担を軽減し、また職員に異動等があってもデータベースの正確性が確保されること。
- (3) 株式会社ぎょうせいは、昭和32年の初版例規集発行から例規集を整備しており、本市における法制上の取扱いを熟知していること。

### 7 問合せ先

課 名： 総務部行政管理室総務課

内 線： 2057

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－４８
- 2 案件名 市庁舎非常用発電機保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和４年（２０２２年）４月１日 ～ 令和５年（２０２３年）３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県尼崎市潮江１丁目３番３０号（KDIビル３階）  
社名：ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第１項ただし書該当  
  
（指定理由）  
当該機器はヤンマーエネルギーシステム株式会社の製品であり同社が製品の保守管理を行っていることから、故障発生時の責任範囲を明確にするために同社に委託するものです。
7. 問合わせ先  
課名：管財課 内線：２０６５

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委-19
- 2 案件名 市庁舎消防用設備等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方 ホーチキ株式会社関西支店  
東大阪市水走3丁目6番41号

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

市庁舎の自火報設備は複雑かつ規模が大きく本市独自仕様となっている。本件業務を適正、円滑に遂行するためには、設備の独自仕様に精通していることが必要である。ホーチキ(株)は、本市消防設備の施工業者であり、独自仕様に精通している唯一の事業者であることから、同社を指定する。

### 7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 -
- 2 案件名 市庁舎内線電話機保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 1 番 1 号
- 4 契約期間 令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日から令和 5 年（2023 年） 3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区海岸通 1 1 番  
社名：西日本電信電話株式会社 兵庫支店

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

機器の特性上、故障時には、迅速な対応が必要であるが、市庁舎の電話機は、西日本電信電話株式会社製であることから、製品を熟知している同社は、故障時等に迅速な修理対応が可能である。

また、同社と使用契約を締結している構内電話交換機、構内ケーブル、構外からの引き込みケーブルを含めて電話設備全体を一元管理することにより責任の所在を明確にし、電話設備の事故発生時においても迅速な対応が可能になることから、同社と契約するものである。

7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2065

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—76
- 2 案件名 セクシュアルマイノリティ電話相談業務
- 3 案件場所 兵庫県宝塚市中野町4-1-1
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県宝塚市中野町4-1-1  
社名：特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

セクシュアルマイノリティ電話相談では、性自認や性的指向など性に関する悩みをはじめ、それに付随する人間関係や職場についてなど幅広い相談を受けています。相談者に年齢制限はなく、当事者本人、家族、友人、教員など誰でも相談できるようにしています。

セクシュアルマイノリティの相談は、長い期間をかけて信頼関係を築きながら相談に対応する必要があり、本市のセクシュアルマイノリティ電話相談業務も開始から受託し、相談者の方との信頼関係が築かれている当該団体と契約するものです。

### 7. 問合わせ先

課名：人権男女共同参画課 内線：2421

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 ひょうご防災ネット（宝塚市安心メール）使用

3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内

4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
社名： 株式会社ラジオ関西

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

ひょうご防災ネットは、兵庫県が株式会社ラジオ関西に依頼して開発したシステムであり、県下市町が株式会社ラジオ関西に使用料を支払うことにより開発費を抑えつつ同じプラットフォームでメール配信ができる仕組みである。このシステムを提供できるのは当該事業者のみであるため、同者を特名随意契約の相手方とする。

7. 問い合わせ先

課名：総合防災課

内線：2271

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 宝塚市防災行政無線  
スマートフォンアプリ「コスモキャスト」サービス利用契約

3 案件場所 宝塚市東洋町1-1 地内

4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日から  
令和5年(2023年)3月31日まで

5 契約相手方

住所： 大分県別府氏大字野田807番地の3  
社名： 株式会社サークル・ワン

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本サービスは防災行政無線と連携して、市民が保有するスマートフォンを通じて、一斉もしくは登録地域ごとに避難の呼び掛けや緊急連絡を可能とするものであり、防災行政無線の放送が聞こえにくい屋内や山間部への災害情報伝達を目的としている。

本サービスは株式会社サークル・ワンが開発し特許を取得している装置を通じて起動させるため、同社以外の業者で構築することができない。

以上の理由から、株式会社サークル・ワンとサービス利用契約することとする。

7. 問合わせ先

課名：総合防災課

内線：2271

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委—1
- 2 案件名 宝塚市災害情報システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市総合防災課が指定した場所
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月 1日 ~  
令和5年(2023年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11  
社名：アジア航測(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
(指定理由)  
本件において、上記契約相手方は、令和2年(2020年)2月12日～3月25日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)6月26日の議決をもって「防災情報システム機器」の調達を行った事業者である。また、「防災情報システム機器(機能拡張用端末)」についても、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行っている。本業務は、令和3年4月より運用を開始している同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。
7. 問い合わせ先  
課名：総合防災課 内線：2271

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委一2
- 2 案件名 宝塚市被災者支援システム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市総合防災課が指定した場所
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月 1日 ~  
令和5年(2023年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通三丁目2番11  
社名：アジア航測(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件において、上記契約相手方は、令和2年(2020年)8月24日～10月27日に実施した公募型プロポーザルにおいて、厳正中立に審査した結果、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められており、令和2年(2020年)12月22日付で契約を締結し調達を行った事業者である。本業務は、令和3年4月より運用を開始した同システムについて、市での円滑な運用を支援することを目的とし、運用支援業務、緊急対応業務、システム維持業務を行うものであるため、上記契約相手方と特名随意契約を行うものである。
7. 問い合わせ先  
課名：総合防災課 内線：2271

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－3
- 2 案件名 宝塚市MCA防災行政無線システム保守点検業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町1－1 地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市北区堂島浜2－2－8  
社名： 西菱電機株式会社大阪支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務は、災害時に避難情報等を放送するため確実な作動が求められる宝塚市MCA防災行政無線に関わる保守点検業務である。MCA防災行政無線は、通信情報、監視、遠隔制御コマンド、制御手順等について、メーカーがそれぞれに開発しているため、異なる他社が対応（保守管理）することが出来ない。  
以上の理由から、本市が導入しているシステムを構築した上記業者を指定して契約する。
- 7 問合わせ先  
課名：総合防災課 内線：2271

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 P 3 - 1 7
- 2 案件名 花のみち花壇外維持管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市栄町1丁目外地内
- 4 委託期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日

5 契約相手方

住 所 宝塚市小浜2丁目1番1号  
社 名 公益社団法人 宝塚市シルバー人材センター

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第3号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当

（指定理由）

宝塚市シルバー人材センターは、宝塚市在住の60歳以上の健康で、働く意欲のある方であればどなたでも入会することができ、個々の希望する職種や、経験と能力、体力に応じた就業先を提供しており、健常者・障害者の区別なく就業する機会を提供しています。

当該委託は、宝塚市内の公園・緑地の美化、及び適正な維持管理の遂行を目的として委託を行うものです。工種内容は、清掃除草・低木の剪定等、簡易な作業を主として構成し、高齢者の就労の場としては、適切な内容となっております。

また、当該業務は、従来より宝塚市シルバー人材センターで行っており、その歴史も長く、管理箇所周辺の市民との交流も含め、花のみち外区域の細部に亘る市民の要望を熟知しております。

7 問い合わせ先

課名：公園河川課

内線：2282

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 物品売買（花壇花苗）
- 3 案件場所 宝塚市 安倉北1丁目 地内  
安倉フラワーガーデン内
- 4 契約期間 契約日から  
令和4年（2022年） 5月27日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市山本東2丁目2番1号  
社名：宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当（宝塚市契約規則  
第20条第1項ただし書該当）  
  
(指定理由) 本件は、市内一円にある地域緑化モデル地区指定団体が管理する公共花壇に配布する花苗として一括購入するものです。本市の公共花壇の管理については、半年間まちを彩り続ける良質な花苗を安定的に供給することが求められていると共に、この事業を通じて、本市の地場産業の育成及び園芸技術の向上を図る必要があります。  
当該業者は宝塚市と3地区の専門業者が植木産業の振興と地域活性化を目的として設立された業者であり、花卉園芸に卓越した技術力・経験を有し、花苗販売のみではなく、市内のボランティア団体、企業、学校等に講習会の実施など積極的に園芸技術の普及に努めており、市民の園芸技術向上にも大きく寄与しています。  
よって、市内の緑化団体へ配布する良質な花苗の安定供給を図ることができると共に、花苗を通じて花壇づくりの学習支援や緑化啓発事業の普及促進による市内緑化団体の育成、園芸技術の向上、市民緑化意識の醸成を図ることができることから、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定により当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問い合わせ先 宝塚市 公園河川課（内線 2282）

特命随意契約の理由書

- 1 案件番号 P 3 - 1 3
- 2 案件名 山本新池公園外維持管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市山本東 3 丁目外 地内
- 4 委託期間 令和 4 年(2022年) 4 月 1 日～令和 5 年(2023年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所 宝塚市山本東 2 丁目 1 番 1 号  
社名 宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書き該当

(指定理由)

当該委託は、広く市民に憩いの場を提供する公園を管理するとともに、英国庭園の技法の修得及び、伝統ある山本の植木技術伝承を目的として開園した山本新池公園の維持管理業務であります。

当該会社は、宝塚市と山本地区の地元住民が一体となって設立され、植木産地としての多岐にわたる専門業者の技術を結集し、植木産業の振興と地域活性化を図るための会社であり、当該公園の開設主旨である地場産業の活性化に密に関与する会社であります。

同社が新池公園を維持管理することにより、同社が保有する英国式庭園のしつらえや樹木管理のノウハウを活用して、あいあいパークと一体となった新池公園の景観を維持するために、特命随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名：公園河川課

内線：2 2 8 5

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号      K F 3 - 1
- 2 案件名          市道 3420 号線エレベータ及びエスカレータ運転監視業務委託
- 3 案件場所      宝塚市 栄町 2 丁目外 地内
- 4 契約期間          令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 (2025 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
    住所 : 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号  
    社名 : ソリオ宝塚都市開発㈱
- 6 指定理由  
    (根拠)  
        地方自治法施行令    第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
        宝塚市契約規則      第 2 0 条 第 1 項ただし書き該当  
  
    (指定理由)  
        当該委託は、宝塚駅前再開発事業に関連して再開発建物 (ソリオ) と一体的に整備された公共施設の保守管理として、昇降施設の保安監視業務を委託するものであり、上記の昇降施設等における保安監視システムが、ソリオ宝塚都市開発が管理業務を行なうソリオ内に設置された保安監視室と一体となっていることから、上記業者のみが保安監視業務を行うことができるため。
- 7 問合わせ先  
    課名    : 道路管理課  
    連絡先 : 0797-71-1141

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF 3 - 3
- 2 案件名 昇降・通路施設管理清掃業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 逆瀬川2丁目外 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所: 大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目1番37号  
社名: ミディ総合管理・宝塚市シルバー人材センター共同事業体  
代表構成団体  
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号  
ミディ総合管理株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書き該当

#### (指定理由)

本業務は、宝塚市が管理するエレベーターの運転に関する異常の有無及び利用者の安全を昼夜管理する業務であり、モニターは市立自転車等駐車場管理業務事務室内に設置されていることから、常時第三者が立ち入ることは駐車場の管理業務上において著しく支障となり、本事業者以外が業務を行うことは困難です。

そのため、上記の契約相手方が既に市立自転車等駐車場の指定管理者として決定されていることから、本業務の委託先として上記の契約相手方を選定するものです。

### 7 問合わせ先

課名 : 道路管理課  
連絡先 : 0797-71-1141

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号      K F 3 - 1
- 2 案件名          市道 3420 号線エレベータ及びエスカレータ運転監視業務委託
- 3 案件場所      宝塚市 栄町 2 丁目外 地内
- 4 契約期間          令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 (2025 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
    住所 : 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号  
    社名 : ソリオ宝塚都市開発㈱
- 6 指定理由  
    (根拠)  
        地方自治法施行令    第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
        宝塚市契約規則      第 2 0 条 第 1 項ただし書き該当  
  
    (指定理由)  
        当該委託は、宝塚駅前再開発事業に関連して再開発建物 (ソリオ) と一体的に整備された公共施設の保守管理として、昇降施設の保安監視業務を委託するものであり、上記の昇降施設等における保安監視システムが、ソリオ宝塚都市開発が管理業務を行なうソリオ内に設置された保安監視室と一体となっていることから、上記業者のみが保安監視業務を行うことができるため。
- 7 問合わせ先  
    課名    : 道路管理課  
    連絡先 : 0797-71-1141

特名随意契約の理由書#

#

#

1\$ 案件番号\$ \$ KF 3 - 4#

#

2\$ 案件名\$ \$ \$ 長尾山トンネル自家用電気工作物保安業務（電気主任技術者）委託#

#

3\$ 案件場所\$ \$ 宝塚市\$ 切畑字長尾山\$ 地内#

#

4\$ 契約期間\$ \$ \$ 令和 4（5355年）年 4月 1日\$ ~\$ 令和 5（5356年）年 4月 1日#

#

5\$ 契約相手方\$ #

\$ \$ # \$ \$ \$ 住所：\$ 西宮市伏原町 6 - 30\$ \$ \$ \$ #

\$ \$ \$ \$ \$ 社名：\$ 一般財団法人\$ 関西電気保安協会\$ 阪神営業所

\$ \$ \$ \$ \$ #

6\$ 指定理由#

（根拠）#

\$ \$ \$ \$ \$ 地方自治法施行令#\$ 第 167条の 2第 1項\$ 第 2号\$ 該当#

#

\$ \$ \$ \$ \$ 宝塚市契約規則\$ \$ 第 20条 第 1項ただし書該当

#

\$ \$ \$ \$ \$ #（指定理由）#

\$ \$ \$ \$ \$ \$ # \$ 当該業務は、電気事業法に基づき自家用電気工作物の保安管理に必要な有資格者（電気主任技術者）を同法第 43条第 2項による外部委託によって受配電施設の保安管理を行うものである。#

当該業者は、上記規定による電気の保安体制の確立と運用を円滑にするための機関として設立された法人であり、当該契約の目的、内容に照らして、当該業務に相応する資力、信用、技術、経験を有し、また上記施設の設置時から管理しており、保守及び内容を熟知している上記業者との契約をするものです。#

#

#

#

7# 問合わせ先#

\$ \$ \$ \$ \$ 課名：\$ 道路管理課\$ \$ \$ \$ \$ 内線：\$ 2263#

#

#

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KF 3 - 7
- 2 案件名 仁川駅東西連絡通路保守点検・監視業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 仁川北3丁目 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所: 大阪市北区堂山町3番3号  
社名: 株式会社日立ビルシステム 関西支社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書き該当

### (指定理由)

本委託業務については、エスカレーターの保守点検・管理業務に加えて地下通路内の歩行者の安全確保とエスカレーター等の機械監視を目的とした監視業務を含めて一括発注することにより、効率的で、経済的な業務執行が図れるものであるが、エスカレーターは、製造メーカーにより制御、仕様が異なり、独自の部品等によって構成され、製造されていることから、エスカレーターの構造や機能を熟知している業者以外では期待する効果、成果が上がらない物である。

本通路内のエスカレーターは、「日立製」であることから、エスカレーターの構造、仕様を熟知している製造メーカー傘下のメンテナンス会社である「日立ビルシステム」と随意契約することで、

- ・補修時の部品調達が容易である。
- ・補修及び部品交換費用が安価となり、コスト縮減が図れる。
- ・事故等による緊急時に迅速な対応が図れる等、本委託業務の目的が達成される。

### 7 問合わせ先

課名 : 道路管理課  
連絡先 : 0797-71-1141

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号      K F 3 - 4
- 2 案件名          長尾山トンネル自家用電気工作物保安業務（電気主任技術者）委託
- 3 案件場所      宝塚市 切畑字長尾山 地内
- 4 契約期間          令和4（2022年）年4月1日 ～ 令和5（2023年）年4月1日
- 5 契約相手方  
    住所：    西宮市伏原町6 - 30  
    社名：    一般財団法人 関西電気保安協会 阪神営業所
- 6 指定理由  
    (根拠)  
        地方自治法施行令    第167条の2第1項 第2号 該当  
  
        宝塚市契約規則      第20条 第1項ただし書該当  
  
    (指定理由)  
        当該業務は、電気事業法に基づき自家用電気工作物の保安管理に必要な有資格者（電気主任技術者）を同法第43条第2項による外部委託によって受配電施設の保安管理を行うものである。  
        当該業者は、上記規定による電気の保安体制の確立と運用を円滑にするための機関として設立された法人であり、当該契約の目的、内容に照らして、当該業務に相応する資力、信用、技術、経験を有し、また上記施設の設置時から管理しており、保守及び内容を熟知している上記業者との契約をするものです。
- 7 問合わせ先  
    課名：    道路管理課                      内線：    2263

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号           TKS2-1
  
- 2 案件名             宝塚市建築確認情報MAPシステム維持管理業務委託
  
- 3 案件場所          宝塚市東洋町地内
  
- 4 契約期間          令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
  
- 5 契約相手方  
    住所：   神戸市中央区播磨町2-1番1号  
    社名：   株式会社さくらケーシーエス
  
- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令   第167条の2第1項第2号   該当  
  
    宝塚市契約規則    第20条第1項ただし書    該当  
  
    (指定理由)  
    当契約にかかるシステムは、建築確認業務のため導入されたものであり、  
    今後もこのシステムを継続して使用するためには、十分な維持管理を行うと  
    ともに、障害発生時の迅速な対応が求められます。  
    当該システムは株式会社さくらケーシーエスが開発したものであり、他者  
    では維持管理ができないことから、上記相手方と維持管理契約をします。
  
- 7 問合わせ先  
    課名：建築指導課      内線：2363

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 2 - 1
- 2 案件名 公営住宅システム簡易改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日～令和 5 年（2023 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通り 2 丁目 1 - 1 3  
社名：株式会社ニチワ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項  ただし書  該当  
  
(指定理由)  
本案件は現行の公営住宅システムの機能のオプションを追加し、業務効率を向上させることを目的としており、上記契約相手方は、ソフトウェアの開発元であり所有権を持つ N E C ソリューションイノベータ社の代理店で同システムを設計、構築した事業者であることから、著作権等の権利関係のため、ほかに受託できる事業者がないため。
- 7 問合わせ先  
課名： 住まい政策課 内線：2377

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 1 - 1
- 2 案件名 営繕積算システムR I B C 2賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月 1日 ~  
令和5年(2023年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：東京都港区西新橋3-25-33  
社名：一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
(指定理由)  
「営繕積算システムR I B C 2」は、公共建築工事の積算業務の合理化・省力化を図るため、「営繕積算システム等開発利用協議会」(旧建設省、都道府県及び政令指定都市で構成)にて開発された「営繕積算システムR I B C」の後継システムである。同システムは上記相手方が開発したものであり、賃貸借及びサポートについても上記相手方のみが行っているため、随意契約を締結するものである。
7. 問合わせ先  
課名：建築営繕課 内線：2350

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福―1
- 2 案件名 生活支援コーディネーター事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2-1-1  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

当事業について国が示すガイドラインにおいては、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができ、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できることが望ましいとされている。

上記社会福祉法人は、全市域においてコミュニティづくりに取り組んでいる唯一の団体であり、市地域福祉計画においても当該法人をその担い手として位置付けており、地域のさまざまな団体、社会資源と多くのネットワークを有している。宝塚市全域でこれらのコーディネートを行うことができる団体は外にない。

上記の理由により、平成27年度の事業開始から当該法人が当事業を受託しており、平成28年度に既存協議体を市域全体の協議体（介護保険制度における第1層協議体）に位置づけ、その運営を行ってきたほか、当該法人が運営する各地区センターとそこに配置するコミュニティワーカーと生活支援コーディネーターとの連携により、全市域における地域ごとの協議体（同制度における第2層協議体）の立ち上げや運営支援を行っている。

また、市民のサロン等の居場所情報の一元化や見える化を進めるとともに、住民コーディネーター等の地域人材の養成や、専門職向けの地域福祉研修を行うなど、当該法人の持つコーディネート機能が十分に活かされてきたことから、地域人材と専門職とのネットワークづくりが着実に進んでいる。

よって、当事業を最も円滑に実施できると判断される上記の法人へ委託を行うこととする。

### 7 問い合わせ先

課名：地域福祉課 内線：2567

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高一 3
- 2 案件名 宝塚市緊急通報体制整備業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月 1日 から  
令和5年(2023年)3月31日 まで

5 契約相手方

住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号

社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

宝塚市緊急通報システム事業は、緊急通報装置を利用者対象者宅に設置し、緊急時の対応を行うと同時に、民生委員や福祉協力員等による地域の見守り体制を確立しようとするものであるため、本業務の契約相手先としては、従前から地域福祉に貢献し、民生委員とのつながりも深い上記業者しかない。

7 問い合わせ先

課名：高齢福祉課 内線：2153

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－4
- 2 案件名 宝塚市介護ファミリーサポートセンター事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4－5－6  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
上記事業者は、平成12年度から介護ファミリーサポートセンター事業を受託しており、令和3年12月末現在、601名の会員に対しさまざまなニーズに対応したコーディネートを行い、安定したサービスを提供している。  
平成11年度から育児ファミリーサポートセンター事業を受託しており、乳幼児から高齢者までの統合した有償サービスを実施していること、また、令和元年10月から同一事務所内で育児と介護のファミリーサポート事業を実施しており、連携した活動が行えることなど、効率的な事業運営を行える団体は上記事業者以外にない。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2164

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－5
- 2 案件名 宝塚市シルバーハウジング等生活援助員派遣事業委託
- 3 案件場所 宝塚市泉町外 7カ所地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4－5－6  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
平成8年に市内で最初のシルバーハウジングが池ノ島第2住宅内に設置され、その住宅内に合築された市立デイサービスセンターの運営は上記事業者が受託し、現在も引き続き運営を担っている。  
シルバーハウジング各戸内に設置されている緊急通報装置の中央監視盤がデイサービス内にあることから、当該事業を最も効果的に実施するには同建物内で事業運営を行う上記事業者に委託することが効率的であり、また、上記事業者はシルバーハウジング設置当初より当該事業を受託し今日に至るまで円滑に実施されているため、当該事業の受託団体は上記事業者以外にない。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2164

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－6
- 2 案件名 ミニデイサービス等支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2－1－1  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条2項第4号該当  
  
(指定理由)  
上記事業者は、地域福祉活動の推進と、福祉コミュニティづくりを担う団体であり、地域のボランティア活動の支援に関するノウハウと経験を有していることから、平成17年度まで当事業の前身である「地域介護予防事業」を確実に実施してきた。以後も引き続き当事業を実施し、ミニデイサービスの支援と併せ、ふれあいいいきサロンの運営支援を行っており、同事業を実施できる団体は他にないことから、令和4年度においても上記事業者へ委託することとする。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2153

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名           ①小林地域包括支援センター運営業務委託           (健高-21)  
                  ②逆瀬川地域包括支援センター運営業務委託           (健高-22)  
                  ③御殿山地域包括支援センター運営業務委託           (健高-23)  
                  ④小浜地域包括支援センター運営業務委託           (健高-24)  
                  ⑤長尾地域包括支援センター運営業務委託           (健高-25)  
                  ⑥花屋敷地域包括支援センター運営業務委託           (健高-26)  
                  ⑦西谷地域包括支援センター運営業務委託           (健高-27)
- 2 案件場所       宝塚市市内一円地内
- 3 契約期間       令和4年(2022年)4月1日~令和5年(2023年)3月31日
- 4 契約相手方
  - (1) (健高-21)  
      住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
      社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
  - (2) (健高-22・26)  
      住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26  
      社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団
  - (3) (健高-23・24)  
      住所：宝塚市小浜4丁目5番6号  
      社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
  - (4) (健高-25)  
      住所：豊中市寺内1丁目1番10号  
      社名：社会福祉法人 愛和会
  - (5) (健高-27)  
      住所：宝塚市大原野南穴虫1番地の253  
      社名：社会福祉法人 宝成会
- 5 指定理由  
(根拠) 介護保険法第115条の46および47  
      地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
      宝塚市契約規則第20条第2項第4号  
  
(指定理由)  
      地域包括支援センターの運営に関する業務は、介護保険法施行規則第140条の67第1項の規定により、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施する法人に委託することができるとされ、上記の委託先法人については、その規定を満たしているものである。  
      また、介護保険法では、当事業の運営を委託する場合、委託先法人について、市が設置する「地域包括支援センター運営協議会」の意見聴取を経て決定することとされており、前年度に引き続き各法人に委託することについては、当該協議会からも異議はないものである。
6. 問合わせ先  
      課名：高齢福祉課                   内線：2166

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第2283号
- 2 案件名 介護保険指定機関等管理システム賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 から  
令和5年(2023年)3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所： 東京都大田区蒲田 5-37-1  
社名： ニッセイ情報テクノロジー株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

#### (指定理由)

本介護保険指定機関等管理システムは、指定権限が市にある介護サービス事業所の新規指定、指定更新、指定変更、休廃止等の情報管理業務を行うものです。

兵庫県の介護保険所管部署並びに介護報酬給付業務を委託している兵庫県国民健康保険連合会が本システムを導入しており、介護サービス事業者情報の連携を行うことができるのは本システムのみであるため、システム提供事業者である上記相手方と特名随意契約を行うものです。

### 7. 問合わせ先

課名： 介護保険課 内線：2156

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－2
- 2 案件名 宝塚市<sup>がい</sup>障害者自立生活支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西2丁目外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等の自立、社会参加及び社会復帰のための支援等を行う自立生活支援事業を委託するものである。

なお、本委託業務は、平成29年度まで相談支援業務及び虐待防止センター業務を合わせて委託していたものであるが、同様の委託を行っている他事業所との整合性を図るため分割し、別途委託している。

その他、ピアカウンセリングに関する業務、日中の<sup>がい</sup>障害者の居場所確保に関する業務などに係る、旧地域活動支援センター業務については、<sup>がい</sup>障害者等の日中の活動の場として市が市総合福祉センター内に整備したセンター業務を拡充したものであり、当該施設内に事務所を置く上記の相談支援事業所と一体的に運営することが効率的であることから、上記法人に委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃 - 5
- 2 案件名 障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日から  
令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：福岡県大野城市川久保3丁目1番23号  
社名：株式会社 ニック
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
(1) 上記ソフトウェアは、支払業務を委託している国民健康保険連合会からのデータを活用し請求審査を行うため、導入にあたり既存システムの大改修を行う必要が無く、早期かつ安定的に稼働できる。  
(2) (1)に該当するソフトウェアを取り扱っている事業者が、上記契約相手以外にない。
- 7 問合わせ先 課名：障<sup>がい</sup>福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 障委一 8

2 案件名 宝塚市視覚<sup>がい</sup>障害者生活訓練事業委託

3 履行場所 宝塚市市内一円 地内

4 履行期間 令和4年(2022年)4月1日から  
令和5年(2023年)3月31日まで

5 契約相手方

住所：大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号

社名：社会福祉法人 日本ライトハウス

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項4号該当

(指定理由)

- ① 上記法人は、80年を超える歴史を有し、視覚<sup>がい</sup>障害者の福祉を目的とする社会福祉法人では草分け的な団体であり、視覚<sup>がい</sup>障害者のリハビリテーション等に関し、専門知識、技術及び豊富な経験を有すること。
- ② この契約の目的である生活訓練事業と同様の事業を実施している社会福祉法人が見当たらないこと。
- ③ 上記法人は、この契約の受託者として、これまでの成績が優秀であること。

7 問合わせ先

課名：障害<sup>がい</sup>福祉課 内線： 2544

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－9
- 2 案件名 宝塚市<sup>がい</sup>障害者就労支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日 から  
令和5年（2023年）3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人宝塚さざんか福祉会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当  
  
(指定理由)  
本委託事業は、<sup>がい</sup>障害者からの就業相談等に応じるものである。  
本市が<sup>がい</sup>障害者の就労支援事業を開始した平成17年度に受託者を選定したところ、社会福祉法人宝塚さざんか福祉会が平成6年度から平成17年度まで知的障害者授産施設で職域開発指導員を配置し、<sup>がい</sup>知的障害者の就労を支援し、多数の<sup>がい</sup>障害者を就労させてきた実績があり、職場定着に係る相談など当該業務に係る専門知識、技術及び豊富な経験を有すると認められたため、当該事業の受託者とした。  
就労支援事業は、就職に向けた準備、就職活動、職場定着、離職後の再支援など一人の<sup>がい</sup>障害者の方へより深く丁寧にかかわる必要があることや身体障害、<sup>がい</sup>知的障害、<sup>がい</sup>精神障害、<sup>がい</sup>発達障害などの障害特性を理解し、それぞれに適した支援が求められる。また、ハローワークや企業とも密に連携し、信頼関係を築くことが、<sup>がい</sup>就労支援を円滑に実施するうえで必要不可欠である。  
このような条件を満たしている事業者は当該法人以外にいないため、当該法人を特名随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－１９
- 2 案件名 宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営業務委託
- 3 案件場所 宝塚市弥生町外地内
- 4 契約期間 令和４年（２０２２年）４月 １日から  
令和５年（２０２３年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町２１８番地２６  
社名：社会福祉法人聖隷福祉事業団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 ２号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第２項 ４号該当  
  
(指定理由)  
本業務は、高齢者及び障害者の権利を尊重し、かつ擁護し地域社会でその人らしく安心して暮らせるようにするため、高齢者及び障害者の権利擁護に関する総合的な相談支援等を行う宝塚市高齢者・障害者権利擁護支援センターの運営を委託するものである。  
令和２年度に行った本案件の公募型プロポーザルは、業務内容に問題がなければ翌年度以降も継続して契約するというものであり、受注者となった上記相手方は、年度を通して問題なく業務を遂行したため、引き続き随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：２５４０

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－12
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市口谷東3丁目外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－13
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川1丁目外地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日から  
令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畠10番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項\_\_4\_\_号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－25
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山2丁目外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名：一般社団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項\_\_4\_\_号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－26
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市切畑字長尾山外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26  
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項\_\_4\_\_号該当

（指定理由）

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－２７
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西２丁目外地内
- 4 契約期間 令和４年（２０２２年）４月 １日から  
令和５年（２０２３年）３月３１日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西２丁目１番１号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指 定 理 由  
（根拠）

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 2 項  4  号該当

（指 定 理 由）

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内 7 地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問 合 わ せ 先 課 名：障害福祉課 内 線： 2 5 4 0

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－32
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市山口町下山口1650番地26  
社名：社会福祉法人 阪神福祉事業団

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項\_\_4\_\_号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－33
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市玉瀬字田畑外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月 1日から  
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畑10番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定一般相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員を配置し、兵庫県知事の指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者は該当法人以外にいないため、引き続き、当該法人を特名随意契約の相手方とする。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－1
- 2 案件名 宝塚市生活困窮者自立相談支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日 ～  
令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

(指定理由)

本事業は、生活困窮者等からの相談に応じ支援を行うものであるが、生活困窮者等の自立支援については、社会福祉士である相談支援員の知識と経験を生かし、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を継続的に行うことが必要である。

契約相手方である社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、社会福祉法第109条に定められた法人であり、本事業開始以前より、民生委員・児童委員を中心とした地域の支援者との連携によって、生活に何らかの課題を抱えている生活困窮者等の相談及び支援に取り組んでいる団体である。

また、市域7地区全てに地区センターを設け、地域福祉の推進におけるネットワークを既に構築しており、本事業により配置される相談支援員は、このネットワークを最大限に活用して支援を行っている。

さらに、生活困窮者への支援は長期に亘り継続するケースが多く、生活困窮者に対する個別的、継続的な支援にあたり、行政機関や関係団体との連携が不可欠である。

本事業を推進するにあたり、相談支援員に必要とされる専門的知識、技術及び経験、そして地域資源を活かすことができる団体は市社協以外にはないため特名随意契約とする。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線：2565

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－2
- 2 案件名 宝塚市就労準備支援事業及び  
生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）業務委託
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日 ～  
令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号 ソリオ1 3F  
社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当  
(競争入札に適しないもの)  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当  
  
(指定理由)  
就労準備支援事業は、生活困窮者等で日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため、直ちに求職活動を行うことが困難で、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎知識の形成に関する支援を必要とする者が対象である。  
また、自立相談支援事業（就労支援）は、就労に向けた準備が一定以上整っている者に対して、ハローワークへの同行訪問、面接対策、就労後のフォローアップなどの支援を行うものであり、前述の就労準備支援事業と一体的に事業を実施することは、支援の連続性の観点からも円滑な事業運営を可能とする。  
さらに、国の実施要領において、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が行われている場合、被保護者に対する就労準備支援事業との一体的実施に努めることとされている。  
宝塚NPOセンター（以下、「当法人」という。）は、厚生労働省より地域若者サポートステーション事業を受託している市内唯一の団体であり、就職困難者の支援に関する専門知識や技術及び豊富な経験を活かし、被保護者就労準備支援事業を併せて実施できる一体的・効率的・円滑な事業運営を行える団体は市内に当法人以外にはないため。
- 7 問合わせ  
課名：せいかつ支援課 内線：2622

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－3
- 2 案件名 宝塚市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日 ～  
令和5年（2023年）3月31日

- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人 希望の家

- 6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書号該当

(指定理由)

本委託業務は、「貧困の連鎖防止」の観点から、生活保護受給世帯や就学援助対象世帯等の生活困窮世帯における主に中学生に対しての学習支援や居場所づくり、及び保護者への学習の重要性についての理解の促進等の支援を行うものである。

契約相手方である社会福祉法人希望の家は、従来から小学生を対象に事業所内の学習室を利用して学習サポート事業に取り組んでいる法人である。

また、対人関係が苦手であったり、遠方に住んでいる等の理由により参加が困難な場合には、家庭訪問による支援を実施している。

さらに、学習に際し配慮を要する児童・生徒に対しても、単なる学習支援の提供だけでなく、当法人の障害福祉施設運営における経験や当事業所ならではの視点を活かし、児童・生徒の様相から当該世帯の生活実態への気づきにつながるなど、きめ細かい対応が期待できる。

以上の、観点に加え、事業の継続性及び対象児童・生徒への安定的・継続的な支援を考慮し、当法人を契約相手方として指定するもの。

- 7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線：2622

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委-1
- 2 案件名 宝塚市 24 時間電話家庭児童相談業務委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山 地内
- 4 契約期間 令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日 ~  
令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所： 西宮市小松西町 2 丁目 6 番 3 0 号  
社名： 社会福祉法人 三光事業団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
(指定理由)  
本業務では、18 歳未満の子どもを取りまく、家庭問題や子育ての悩みなどを相談員が受け、困っていることについて一緒に解決の方法を考えるとともに、必要に応じて宝塚市と連携し、相談者およびその家庭の支援を行う。  
当該法人は宝塚市で児童養護施設を運営しており、宝塚市の地域性や地域の雰囲気も理解している。加えてその職員は日々子どもと向き合っ  
て業務しており、子どもの相談や保護者からの相談に対しても寄り添っ  
た相談が可能だと考える。また相談業務に関しても相談者に助言するだ  
けにとどまらず、虐待通告等、内容に応じて宝塚市と連携を要するため、  
宝塚市内の児童養護施設が適当だと考える。  
近隣ではこれらの条件を満たし、仕様書と合致している法人は当該法  
人以外ないため、当該法人を特名随意契約の相手方とする。
7. 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2673

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－3
- 2 案件名 児童手当システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日～  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111(神戸商工中金ビル6F)  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
現在使用している児童手当システム及びサーバーを共有している児童扶養手当システムの納入業者である日本事務器(株)にソフトウェア及びサーバーの保守管理を併せて委託することにより、システムの安定稼働及び法改正等のシステム変更に対応するため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2649

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－1
- 2 案件名 宝塚市ファミリーサポートセンター事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月 1日 ～  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名： 一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
依頼会員及び提供会員ともに増加し、令和4年2月末現在約1,995人が会員として登録している。核家族やひとり親世帯の増加に伴い、依頼会員からの要望は、年々複雑化し続けていることから、丁寧できめ細やかな対応がより重要になってきている。当該事業は、事業立ち上げ当初の平成11年度から、上記事業者へ委託しており、会員に対し、研修会や交流会等を実施するなど、会員の資質向上に努めるとともに、要支援家庭に対しては、子ども家庭支援センター等関係機関や同事業者内の専門職と連携を図り、様々なニーズに対応したコーディネートを行うなど、利用者に安定したサービスを提供している。  
上記事業者は、これまでの実績を踏まえ、安定した事業の継続実施が望め、リスクマネジメントや事業の特性に精通し、豊富なノウハウを活用して効率的で円滑な事業運営を行うことができる唯一の事業者である。
- 7 問い合わせ先  
課名：子ども家庭支援センター (85-3862)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委－2
- 2 案件名 きらきら子育てメール及びきらきら子育てLINE管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月 1日 ~  
令和5年(2023年) 3月 31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都新宿区高田馬場1-22-10-3B  
社名： 特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該業務は、生年月日に基づく子どもの生育に応じた子育て支援のためのアドバイス等に加え、宝塚市からの自治体情報について、メールマガジン及びLINE配信の原稿作成も含めたシステム管理業務を行うものである。  
当該事業者は、子どもの育ちに関する基本情報部分のコンテンツを所有しており、メール及びLINE配信にそのまま転用できる。それに加えて、他社では行われていない自治体情報と基本情報と併せて配信するノウハウを有している。  
また、本業務の対象となるメールマガジンは、平成28年度に決定した当該事業者へ委託し制作したものである。本メールマガジン及び本メールマガジンを基に作成するLINEの原稿作成及び保守管理にあたっては、引き続き当該事業者へ委託することで、コンテンツを熟知している点で迅速に更新等を行うことができる。  
以上のことから、当該事業者は、本市にとって効率的で円滑なメール及びLINE配信のシステム管理を行うことができる最適な事業者であるため、契約を締結しようとするものである。
- 7 問い合わせ先  
課名：子ども家庭支援センター ( 85-3862 )

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保委—127
- 2 案件名 宝塚市保育業務システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日～  
令和5年(2023年)3月31日

- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区瓦町 1-4-8  
社名：株式会社アイネス 関西支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該委託業務は、現在本市が使用している保育業務システムの保守業務です。当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。

7. 問い合わせ先

課名：保育事業課

内線：2551

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－1
- 2 案件名 宝塚市青少年育成啓発事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日 ～ 令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市東洋町1番1号  
団体名：宝塚市青少年育成市民会議推進本部
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号  
  
(指定理由)  
市の事業として青少年健全育成事業を実施している。  
上記の青少年育成市民会議は昭和57年に設立され、青少年の健全育成を図るため各中学校区の代表が集まり、情報交換する中で、各中学校区独自の活動を行うとともに、全市共通的な啓発・育成活動を強力に推進することを目的として創設された団体である。  
当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。  
青少年健全育成事業を、市が統一的に、また直接行うのではなく、長期期間にわたり実施してきた事業の実績と地域住民が自ら地域の実情に即して行うためのノウハウを有し、効率的に事業展開を図れる団体は、上記の推進本部以外にはない。
7. 問合わせ先  
課名：青少年課 内線：2226

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－2
- 2 案件名 放課後の子どもの居場所づくり地域スタッフ支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市仁川台289番1  
団体名：特定非営利活動法人 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し放課後子ども教室を実施している。市の事業として、それに関わる地域のスタッフ不足や後継者の育成・資質向上等人的課題解消等、市内各校区の放課後子ども教室の開催を支援する。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども教室推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名：青少年課 内線2227

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－3
- 2 案件名 思春期ひろば事業委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町外地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市安倉西2－1－1  
団体名：（社）宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
本事業は、不登校やひきこもりに悩む当事者や保護者が気軽に集うことができる場（ひろば）を提供し、当事者や保護者の自主性を尊重しながら地域住民が関わることができる環境を創り出していく事業である。平成21年度から国の補助を受けて事業を開始し、平成25年度途中で国の補助事業でなくなって以降も市の事業として当該団体を受託者として実施してきており、これまでの事業実施にあたっての具体的かつ実践的なノウハウの蓄積がある。当該団体としても、不登校・ひきこもりに対する事業を行っており、事業内容で類似した点が多いことから当該団体と連携した取り組みができるものと期待できる。さらに、各地域の地区センターなど当該団体のもつ地域ネットワークを有効に活用できることから他の事業者に委託する場合に比べて高い事業効果が見込まれるため、上記契約の相手方と特名随意契約を締結しようとするものです。
7. 問合わせ先  
課名：青少年課 内線：2227

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委-8
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市仁川宮西町外地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市仁川宮西町 1-25  
団体名：仁川小 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： 青少年課 内線

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝地工委－1
- 2 案件名 たからっ子エコライフノート活用のための動画等作成業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年10月31日まで
- 5 契約相手方  
住所： 京都市中京区帯屋町574番地 高倉ビル305  
社名： 特定非営利活動法人 気候ネットワーク

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

認定特定非営利活動法人 気候ネットワークは、地球温暖化防止に関わる国際交渉への参加、専門的な政策提言・情報発信、教育活動、人材育成等について、深い知見と多くの経験を持って活動する国内有数の団体です。また、同法人は、平成17年度から、京都市の全市立小学校において、子ども達が地球温暖化問題を自ら考え、ライフスタイルを見直し、エコライフの取組の定着を図ることを目的に、冊子「こどもエコライフチャレンジ」を活用した環境学習プログラムを実施しており、極めて優れた実績を有しています。

本市において、令和3年度に同法人との契約により、市民環境団体、教育委員会との協働で、小学校において地球温暖化学習「たからっ子エコライフノート」を作成しました。

令和4年度においては、作成したノートを学校教育の現場や生徒の自主学習において活用されることを目的に、ガイドブック又は動画を作成します。この取組は、このノートを作成し、かつ、実際の教育現場における活用や教員への支援体制について経験実績を有する同法人しか実施できないものであるため、業務委託契約を締結するものです。

### 7 問い合わせ先

課名：環境部 地域エネルギー課 内線：2513

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委－8
- 2 案件名 環境フォーラム等実施業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 契約日～令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字牛クラヒ42番地  
名称：環境都市宝塚推進市民会議
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項但し書該当  
  
(指定理由)  
本業務は、地球規模の環境問題や地域の環境問題を解決していくために、講座やパネル展を実施し、市民の方への啓発を図るものである。  
契約の相手方は、市域の環境保全活動団体や事業者等、立場の異なる団体で組織され、その構成員は自ら環境問題に取り組み、様々な実践活動を行っている。地域の環境資源を活用し、環境問題を身近なところから捉えながら次代を担う指導者の育成を行おうとする本業務を遂行できるのは当該相手方以外にいないことから当該相手方と特名随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先 課名：環境政策課 内線：2402

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号	宝環政委ー1
2 案件名称	令和4年度生物・生態系調査業務委託 (生態系スポット現状確認調査)
3 案件場所	宝塚市市内一円地内
4 契約期間	契約日から令和5年(2023年)3月31日まで
5 契約相手方	住所:神戸市北区東有野台4丁目15-10 団体名:特定非営利法人 野生生物を調査研究する会
6 指定理由	(根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項2号 宝塚市契約規則第20条第1項 <u>ただし書</u>  (指定理由) 当団体は、生態系に関する知識が豊富であることに加え、地域に根差した活動を行っており、本市の地理や気候条件等、本件業務委託において調査を行うにあたって必要な諸要素を踏まえた質の高い調査活動を行うことができる唯一の団体であるため。
7 問い合わせ先	課名:環境政策課(内線2402)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 4 - 7
- 2 案件名 し尿処理装置運転管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 5 年(2 0 2 3 年)3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府高槻市芥川町 1 丁目 7 番 2 6 号  
社名：株式会社 クリタス
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

本市のし尿処理施設は老朽化に伴い、令和 5 年度末に取り壊しを予定しているため、単年ごとの契約となります。一方で、施設解体に向け、来年度から槽内汚泥の最終処理等の業務も必要となり、プラントの性能、特性、機能を熟知している必要があります。上記相手は、平成 1 8 年度以降において連続して落札しており、現時点において本プラントを最も熟知しているため、今回、上記相手と特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先  
課名： 管理課 内線： 8288

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 4
- 2 案件名 クリーンセンター植栽管理等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日から  
令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜 2 丁目 1 番 1 号  
社名：公益社団法人 宝塚市シルバー人材センター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当  
宝塚市契約規則 第 22 条該当  
  
(指定理由)  
施設内の植木の育成管理、低木の剪定及び除草や施設内の清掃委託業務を実施するに当たり、高齢者の雇用機会の確保及び地域に居住する健康で働く意欲のある高齢者の福祉の増進を図るため、上記業者と随意契約を締結するもの。
- 7 問合わせ先  
課名： クリーンセンター管理課 8 7 - 4 8 4 4

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 C 1 - 3

2 案件名 武田尾公衆便所清掃等業務委託

3 案件場所 宝塚市玉瀬 地内

4 契約期間 令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日 ~  
令和 9 年 (2027 年) 3 月 3 1 日

5 契約相手方

住所：宝塚市南口 2 丁目 1 2 - 1 1

社名：宝塚温泉旅館組合

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

当該の施設は、武田尾地区にあり、市民を始め、季節を問わず多数のハイカーが訪れ利用しており、毎日の美化清掃に努めることはもちろんのこと、器具等の故障、消耗品（トイレトーパー、手洗い洗剤等）の補充等に直ちに対応する必要がある。

当該施設は、市街地より距離があるため、緊急時においても迅速に対応できるのが同地域において同組合に加入する組合員が営む旅館業者（武田尾温泉）しかないため。

7 問合わせ先

課名：クリーンセンター管理課（公衆便所管理担当もしくは契約担当）

0 7 9 7 - 8 7 - 4 8 4 4（直通）

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 1 - 4
- 2 案件名 宝塚駅前公衆便所清掃等業務委託（みんなの駅前トイレ）
- 3 案件場所 宝塚市栄町 2 丁目 地内（J R 宝塚駅前）
- 4 契約期間 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日 ～  
令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町 2 丁目 1 番 1 号  
社名：ソリオ宝塚都市開発(株)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
宝塚駅周辺地域は、市街地再開発事業に伴い整備を行われており、  
商業施設・事務所・住居等の運営、良好な環境の提供を一括して行っ  
ている、上記契約相手と契約します。
- 7 問合わせ先  
課名：クリーンセンター管理課（公衆便所管理担当もしくは契約担当）  
0 7 9 7 - 8 7 - 4 8 4 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 - 5
- 2 案件名 デザイン経営実践支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方 社名：株式会社 S A S I  
住所：宝塚市武庫山1-6-25-205
- 6 指定理由 （根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### （指定理由）

本業務は、市内事業者のデザイン経営の導入やデザイン経営を実践する人材の育成を支援し、唯一無二のブランド価値の創出やイノベーション力の向上を図ること、また、革新的な商品・サービス等が創出されるよう促進し、市内産業の振興に資することを目的としている。高度な技術を要し、高い専門性が必要な本業務は競争入札に適さないため、令和3年度に公募型プロポーザル方式により事業受託者を募集し、企画提案された内容についてデザイン経営実践支援業務委託プロポーザル審査会にて審査しました。

その結果、事業の目的に関する理解・知識が十分であること、同種の業務実績が豊富にあり業務遂行能力が高いこと、などが評価され、上記事業者が受託候補者として選定されたため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行いました。

昨年度の業務実績も踏まえ、引き続き、当相手方と契約することが、本業務の継続性、専門性等の観点より、業務の推進において、もっとも効果的であることが見込めることから、当相手方と特名随意契約を締結します。

- 7 問い合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2231

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 - 1
- 2 案件名 若者就労支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～  
令和5年(2023年)2月28日
- 5 契約相手方 認定NPO法人 宝塚NPOセンター  
兵庫県宝塚市栄町2-2-1 ソリオ1-3階
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

本事業は、就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な若者に対して、学習や職場体験を通して働くイメージを育てることにより、就労意欲を高め、一人ひとりにあった適切な進路を発見し、継続就労が可能となるようなきめ細やかな就労支援を行う事業で、十分な実績と継続的に支援を行うことができる体制が求められる。

認定NPO法人宝塚NPOセンターは、これまでの実績により、速やかにかつきめ細やかな支援を行うことができ、また、厚生労働省が委託し実施する地域若者サポートステーション事業と連携することで、若者の自立に向けた支援を円滑に遂行することもでき、非常に高いクオリティでの事業実施が見込まれることから、特名随意契約相手方として指定する。

7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2406

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 4 - 2
- 2 案件名 就職氷河期世代リモート型就労支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～  
令和 5 年（2023 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方 株式会社 C o m p a s s  
兵庫県神戸市中央区浪花町 56 起業プラザひょうご内
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

本事業は、就職氷河期世代等の不安定な仕事に就いている、または無業の状態にある方やキャリアアップを望む方に対し SNS 及び AI の技術に加えて、キャリアコンサルタントの専門知識を活用し、オンライン上で相談・支援体制を構築し、就労支援を行う事業で、専門的かつ高度な技術が求められる。令和 2 年度、令和 3 年度に同一内容の事業を実施し、受託事業者の選定にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を選定した。

令和 4 年度においても本事業を実施するにあたり、システムの運用及びキャリアコンサルティングで収集した個人情報の取扱等、前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計とすることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、特名随意契約を行うものである。

7. 問合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2 4 0 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 消セ委 ー 1
- 2 委託名 消費生活法律相談業務委託
- 3 委託場所 宝塚市売布2丁目地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区橘通1丁目4番3号  
氏名： 兵庫県弁護士会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

弁護士法第32条に基づき、地方裁判所管轄地域を基本に設立されており、県下の唯一の機関であることから、他に高度な法律専門知識を有する団体がな  
いため、特名随意契約を締結します。

### 7. 問い合わせ先

課名： 宝塚市消費生活センター 電話： 0797-81-4185

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 6
- 2 案件名 宝塚市農地等情報総合ネットワーク管理システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日～令和 5 年（2023 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番 2 1 号  
社名： 朝日航洋株式会社 神戸支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
農地等情報総合ネットワークシステムは、本市が有する地番図及び航空写真、土地台帳情報と連動が可能なシステムである。当該システムは、システム構築業者が、地番現況図データと航空写真データをリンクさせる必要があるため、朝日航洋株式会社と特名随意契約を締結するものである。
7. 問合わせ先  
課名：農業委員会 内線：2 4 2 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 6
- 2 案件名 農会長事務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日～令和 5 年（2023 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
社名： 宝塚市農会連合会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当  
(指定理由)  
市が行う農業施策推進のため、その事業内容について速やかに、かつ的確に農家に対して普及、浸透を図るとともに、各種農業施策に関する地域の連絡・調整等の業務の実施を委託する。  
宝塚市農会連合会は市内各集落の農会長で構成された団体であり、上記業務の円滑な推進を行える唯一の団体である
7. 問合わせ先  
課名：農政課 内線： 2 4 1 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K-1
- 2 案件名称 外国人市民学習支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市中野町 地内ほか
- 4 履行期間 令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市南口2丁目14番1-3号  
名称：特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該事業は、外国にルーツのある18歳以下の市民等(主に小・中学生)を対象とした学習支援教室と、保護者を含む成人外国人市民を対象とした日本語教室を実施するものです。  
こうした業務を推進していくには、本市における国際交流、外国人市民への対応の全般を熟知し、国際交流事業や外国人市民への支援業務等の実施経験が豊富であることが必要です。  
当該協会は、市民による任意団体として昭和63年に設立されて以来、本市の国際化のため国内外において積極的に活動を続けており、平成17年4月にはNPO法人格を取得した市民団体です。外国語に堪能し海外の文化に造詣の深い会員が多く、人材も豊富であり、また、外国人市民団体とも深いつながりがあります。また、平成20年度からは宝塚市立国際・文化センターの指定管理者に指定され、本市の国際交流、外国人支援の拠点施設の管理運営を行っています。  
当該事業は、平成22年7月に発生した市立中学校生徒宅火災事案を受けて、中学生がブラジル国籍であったことから、ブラジル国籍等の小・中学生を対象とした母語(ポルトガル語)教室や、保護者を含む外国人市民を対象とした日本語教室の実施に至ったことに端を発しており、当該団体は初年度から現在に至るまで当該事業を受託し、実施してきたことから、事業の継続性や支援内容の安定性確保の観点からも委託先として理想的であり、発展的な事業展開も望めます。  
こうした経緯から、当該業務については、同協会に委託することが最も適切であると考えます。
- 7 問合わせ先 課名：文化政策課 内線：2666

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 3 - 5 5
- 2 案件名 手塚治虫記念館空調機器保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日 ～ 令和 5 年（2023 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番 1 2 号  
社名：ダイキン工業株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該業務は、手塚治虫記念館の空調機器の安全かつ衛生的で快適な環境を確保するため、空調機器に係るオンライン 24 時間監視（異常監視装置・状態監視装置）、機能の維持のため必要な点検、調整、整備及び清掃がその主たる業務である。  
これらの監視装置は前記業者の製造によるものであり、他の業者が行うと責任の所在が曖昧になるため、当該業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問い合わせ先  
課名：手塚治虫記念館 内線：8250

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 33-54
- 2 案件名 手塚治虫記念館企画展業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日~令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都新宿区高田馬場4丁目3番11号  
社名： 株式会社手塚プロダクション
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
この業務は、企画展の企画構成・資料収集、解説文執筆、展示物制作及びこれらを搬入・展示することである。企画展は幅広い視点からテーマを設定して開催するが、その大半が手塚治虫氏とその作品をテーマにしたものである。前記の業者はこれらの一切を、手塚作品の著作権者として監修すべき立場にあり、さらに、手塚治虫記念館の存在意義や企画展の目的及び趣旨を熟知している。したがって、本件業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問合わせ先  
課名：手塚治虫記念館 電話：0797-81-2970

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消－8
- 2 案件名 宝塚市消防本部非常用発電機保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市伊子志3丁目地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日から  
令和9年(2027年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：尼崎市瓦宮1丁目9-15  
社名：栄興電機工業株式会社
- 6 指定理由 (根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

消防本部西消防署合同庁舎の非常用自家発電機は、合同庁舎の電気系統のバックアップ措置として設置しています。

平成24年度に機器を更新した際、栄興電機工業株式会社が設置しています。機器はヤンマー社製で個別の仕様に合わせた設計、製造及び調整をしており、ヤンマー株式会社特販店である上記業者が機器の整備維持に関する情報を保有し、それらの情報を基に設置後もメンテナンスを行ってきました。

上記業者が対象機器の精通度、故障時の部品調達の迅速性に優れていること、また、有事の際には、迅速・的確な対応を行った実績もあることから今後も設備の最適な状態を維持するために栄興電機工業株式会社と契約を締結するものです。

7. 問合わせ先 課名：消防本部総務課 内線：71-2104

## 特名随意契約理由書

- 1 案件番号 教管委－510
- 2 案件名 学校給食費徴収システム等保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約の相手方  
富士通 J a p a n （株）  
神戸市中央区磯上通7-1-5  
兵庫支社 支社長 北條 憲司
- 6 特名随意契約理由  
（根拠） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由） 当該業務委託は、現在本市が使用している学校給食費徴収システム等の保守業務です。当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、上記相手方しか作業することができないため、現在の学校給食費徴収システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 担当部署 教育委員会事務局 管理部 学校給食課

## 特名随意契約理由書

- 1 案件番号 教管委－513
- 2 案件名 学校給食栄養管理システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約の相手方  
（株）コーエーコンピューターシステム  
香川県坂出市旭町1丁目1-27
- 6 特名随意契約理由  
（根拠） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）当該業務委託は、現在本市が使用している学校給食栄養管理システムの保守業務です。当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、上記相手方しか作業することができないため、現在の栄養管理システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 担当部署 教育委員会事務局 管理部 学校給食課

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 300 号
- 2 案件名 学校給食用昇降機保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小林 5 丁目 外 地内
- 4 契約期間 令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から  
令和 5 年(2023 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9  
社名： 有限会社ダイキンエレベーター

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

当該保守点検を行う学校給食用昇降機は 9 つの製造会社の昇降機が設置されています。各製造会社に当該保守点検を依頼したが、既に他業者の定期点検により自社製以外の部品を使用していることや、購入後長期間が経っていることから責任をもって修繕することが出来ないとの回答でありました。

本見積業者は平成 25 年度の昇降機大規模修繕において、各製造会社の昇降機に対応した部品交換をしており、各学校の昇降機の状況を熟知しています。また、本見積業者とは、平成 30 年から令和 3 年まで当該保守点検業務委託契約をしており、点検内容も熟知しています。本見積業者と契約締結することにより、安全で迅速な保守管理が行えることから、特名随意契約を締結するものです。

### 7. 問い合わせ先

課名： 学校給食課 内線： 2176

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－416
- 2 案件名 学校保健管理指導委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方 住所 宝塚市小浜4丁目5番4号  
社名 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号

(指定理由)

当該事業を委託しようとしている団体は、幼稚園・小中学校・高校等に校医を派遣し健診事業を実施するほか、児童生徒教師の健康管理に従事しています。また、感染症による学級閉鎖や感染拡大防止のため助言・協議など学校保健事業推進のための中枢機関として活動している団体で、今後についても持続可能な学校保健の管理指導を行っていくことができます。

よって、本団体を契約の相手方として指名するものです。

- 7 問合せ先 学事課 内線番号 2204

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-144
- 2 案件名 通学バス運行委託
- 3 案件場所 宝塚市西谷地区
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日 ～ 令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号  
社名： 阪急バス株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

#### (指定理由)

西谷地区内における通学バス運行委託は、昭和30年代の西谷小学校上佐曾利分校と切畑分校の廃校及び本校への統合に伴い、遠距離通学・通園を強いられることになった園児、児童、生徒のために実施されたものである。上記事業者は、長年にわたり当該地域を営業地域としている唯一の路線バス事業者であり、その経験から地理や交通状況にも精通しているため、契約相手方とするものである。

### 7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線：2174

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－145
- 2 案件名 養護学校スクールバス運行管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市立 養護学校
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所： 伊丹市池尻3丁目224-3  
社名： フクユ観光バス株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

### （指定理由）

当該案件は市立養護学校に通う児童・生徒の通学時に、新型コロナウイルス感染症拡大の予防としてスクールバス内で密集状態を避けるために増便を行うものである。

当該案件は新学期より直ちに運行を開始する必要があり、市立養護学校の保有車両に限りがあるため車両持込が可能な業者へ参考見積を依頼したところ、車両持込かつ業務の遂行が可能な業者が1者のみであった。

よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、車両持込で業務遂行が可能であるフクユ観光バス株式会社を指定する。

### 7. 問合わせ先

課名：教育企画課

内線：2174

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管賃－31
- 2 案件名 市立宝塚小学校 仮設校舎賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市 川面1丁目 地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：芦屋市浜町2番13号  
社名：大和金属工業 株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約の対象である仮設校舎については、児童増による教室不足を理由として、平成19年(2007年)3月2日付で賃貸借契約を大和金属工業株式会社と締結し、以後継続使用してきた経緯があります。

本校の教室不足はいまだ解消しておらず、仮設校舎が不要となる時期の目途が立っていません。以上の理由により、現在の仮設校舎を引き続き使用するため、上記事業者と再度契約を行います。

7 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学使-3
- 2 案件名 学校図書館用 TOOLi—S ライセンス使用契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 令和 4 年(2022 年)4 月 1 日 ~  
令和 5 年(2023 年)3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所： 吹田市広芝町 18 番 24 号  
社名： 株式会社図書館流通センター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
市立学校図書館では、株式会社図書館流通センターが開発した図書館のデータ (TOOLi—S) を使用することで、図書館の検索及び貸出返却作業の簡略化を図っている。これを引き続き使用するため、開発元である同社を随意契約の相手方とする。
- 7 問合せ先 学校教育課 (内線：2195)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委—102～124
- 2 案件名 小学校体験活動事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各小学校 地内  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・未成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)2月14日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市内各小学校  
社名：小学校体験活動推進委員会  
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・未成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当  
環境体験事業実施要項及び自然学校推進事業実施要項  
  
(指定理由)  
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、小学校体験活動推進委員会により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各小学校体験活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。  
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該小学校の校長を代表とする団体で、小学校体験活動推進事業を円滑に推進することを目的としており、市立小学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各小学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。  
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先  
課名： 学校教育課 内線： 2272

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学委－301
- 2 案件名 令和4年度教育用コンピュータシステム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 外地内
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月 1日 ～  
令和5年(2023年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル20F  
社名： Sky 株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本保守業務の対象となる各種機器(パソコン及びネットワーク機器等)は、教育現場の業務遂行に必須のものとなっており、常に安定した運用が必要となります。  
当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、当該機器の仕様、動作環境に精通し、教育現場のネットワーク構築を実施した事業者である上記契約相手方の他にありません。  
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
7. 問い合わせ先  
課名：教育研究課 直通：0797-84-0946

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教学委－302
- 2 案件名 宝塚市校務用コンピュータ機器等保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～  
令和4年（2022年） 9月30日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル20F  
社名： Sky 株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
(指定理由)  
平成28年度「学教賃-4宝塚市校務用コンピュータ機器等の賃貸借及び保守に関する契約」で導入した各種機器について、構築及び保守を上記事業者が実施している保守を実施するにあたり、機器における各種設定の理解が必須で、当該事業者以外実施することはできないことから、現契約の保守事業者である上記事業者と特名による随意契約を締結します。
7. 問合わせ先  
課名：教育研究課 直通：0797-84-0946

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－6
- 2 案件名 令和4年度宝塚市学校支援地域本部事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市東洋町1番1号  
社名：宝塚市学校支援地域本部事業実行委員会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号 該当  
  
(指定理由)  
宝塚市においては、学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを進めている。その推進にあたって、市は平成20年度より地域全体で学校教育を支援することを通して、地域と学校との連携体制の構築を図ることを目的として、契約相手方にその事業を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。  
当該事業を委託しようとしている団体は、学校支援ボランティア活動に関係する、社会教育委員、PTA代表、ボランティア、学校長等が構成員であり、学校を地域が支援することについて、それぞれ豊かな知識や実践経験があり、本事業を推進するにふさわしい団体である。
- 7 問合わせ先  
課名：社会教育課 内線：2222

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委 第2号
- 2 案件名 宝塚市立図書館中山台分室窓口等業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市立図書館中山台分室  
宝塚市中山桜台5丁目15番2号 (中山台コミュニティセンター2階)
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月1日 から 令和5年(2023年) 3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所 宝塚市中山桜台5丁目15番2号  
社名 中山台コミュニティ
- 6 指定理由  
(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書  
(指定理由) 中山台コミュニティは、地域社会における住民相互の交流と住民主体の文化・学習・健康増進・福祉活動を促進し、住民が連携して地域総合コミュニティづくりに寄与することを目的に設立された中山台ニュータウン区域内に居住する住民によって構成された組織である。  
市立図書館中山台分室は、同団体が指定管理者となっている中山台コミュニティセンター内にあり、同団体の「まちづくり計画」(平成16年11月策定)においても住民主体の管理運営が検討されており、本市が示す「宝塚市協働の指針」の概念とも一致することから平成22年度から同団体に窓口等業務委託を締結している。  
令和4年度も、中山台コミュニティセンター内での本業務において、市民協働の目的を達成する相手方としては、中山台コミュニティのほかには契約の相手方はないため、上記の相手方と契約する。
- 7 問い合わせ先 中央図書館 電話: 84-6121

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図賃 第1号
- 2 案件名 宝塚市立中央図書館 トイレ防臭器具等賃貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市立中央図書館 宝塚市清荒神1丁目2番18号
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月1日 から  
令和9年(2027年) 3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所 東京都千代田区九段南1-5-10  
社名 日本カルミック(株)
- 6 指定理由  
(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
(指定理由) 対象物品は、契約相手先業者が所有する特許に基づく商品で、  
他に応札能力がある業者がないため。
- 7 問合わせ先  
中央図書館 電話: 84-6121